

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

敦賀市は、日本海航路の拠点として発展し、明治期以降には鉄軌道の敷設に伴い、国際交通の要衝としてさらに発展を遂げてきた。その後、北陸自動車道の開通などにより、交通拠点と工業都市としての都市基盤を確立してきた。

市の中心市街地は、港からJR敦賀駅にかけて戦災復興土地区画整理事業により形成されている。この区画整理事業では国道8号の広幅員化が行われるなど、歩道を有する区画街路が整備されており、比較的しっかりとした都市基盤による、広がりのある中心市街地を形成している。

しかし、昭和40年以降の人口増加や工業都市化などによる、市街地南西方面への市街地拡大や、モータリゼーションの進展に伴い、中心市街地から人口と商業・サービス機能の流出が起こり、相対的に中心市街地の空洞化が進んでいる。

このような中、港機能の再編整備や、漁港周辺の機能強化、国道バイパスの整備に伴う国道8号の道路空間の有効活用など、市街地内の基盤や機能に関する大きな転換期を迎えているとともに、平成18年10月にJR北陸本線・湖西線直流化により関西圏からの新快速電車が直接乗り入れ可能となったことなど、交通条件が大きく変化しており、これを契機として、中心市街地の活性化を進めていくことが求められている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

今後の少子高齢、人口減少時代に対応するため、都市基盤の充実している中心市街地への都市機能の集積を図ることにより、歩いて暮らすことのできるコンパクトな市街地を形成することが必要である。

また、中心市街地の経済力、ひいては市全体の経済活力の向上に向け、広域交通機能の拡充を景気とした観光交流を促進するため、市街地の各地に点在する歴史・文化的資源の活用による、散策型の観光を楽しむことのできる市街地の形成が求められている。

《JR敦賀駅周辺エリア》

JR北陸線、湖西線の直流化による新快速の運行など、交通機能の向上を活かした交流人口拡大を進めるため、敦賀市の玄関口としての機能強化、まちの魅力を高める景観形成を進めていくことが求められる。

また、市内各地への交通利便性を活かし、市民全体に対するサービスの向上に資する機能の集積を進めていくことも求められる。

《氣比神宮周辺エリア》

氣比神宮を中心にJR敦賀駅周辺エリアから敦賀港周辺エリアにかけて形成される商店街には、アーケードが整備されており、冬季の積雪時にも対応が可能な市街地機能としての役割も果たしている。

また、商店街の形成される国道8号では、バイパスの整備に伴う、交通量の減少により、広幅員の道路空間の有効活用によるにぎわい創出に向けた検討が進められている。

このような中で、道路空間と一体となったにぎわい創出に向けた空間形成を進め、散策型観光に対応するとともに、まちなか居住（若年者定住、高齢居住対応）を誘導する市街地の形成が求められる。

《敦賀港周辺エリア》

港周辺には、古くからの街並みなど、港敦賀の面影を残す歴史資源が数多く残されており、近年、博物館通りでは街並みを活かした取組により、新たな観光客の獲得にもつなげている。

このような中、市場周辺の再整備が進められており、敦賀の歴史と食を楽しむことのできる、散策型観光に資する市街地の形成が求められる。

(3) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、関係機関での協議とともに中心市街地活性化協議会への報告を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。計画満了時点においても進捗状況を調査し、効果の検証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 敦賀駅西地区 土地区画整理 事業</p> <p>【内容】 施行面積 A=4.7ha 道路、水路、公園等整備、物件移転</p> <p>【実施時期】 H19～H28年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口である敦賀駅周辺の活性化に向けた魅力ある賑わい交流拠点の形成を目指し、民間活力の導入に向けた駅西地区の低未利用地の整備を行い、駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 JR敦賀駅利用者にとって、中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、基盤整備及び土地利用増進を図ることにより、まちの魅力を向上させるために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H20～H28年度</p>	
<p>【事業名】 街あかり創出 事業(地域創造 支援事業)</p> <p>【内容】 防犯照明灯の 設置</p> <p>【実施時期】 H20～H24年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 夜間に歩行者が安心・安全に歩けるよう、防犯・交通安全対策の一環として地区内全域の防犯照明灯の整備を行う。これにより、夜でも明るく安全で安心して歩ける環境を創出し、市街地環境の向上を図る事業として位置付ける。</p> <p>【必要性】 安心・安全で快適に生活できる居住環境の向上のため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H20～H24年度</p>	

<p>【事業名】 市道清水松陵線（道路）</p> <p>【内容】 道路改良工事 （歩道のバリアフリー化） L=250m</p> <p>【実施時期】 H21～H25年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、豪雨による側溝の越流による浸水被害から周辺住民を守り、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 H21～H25年度</p>	
<p>【事業名】 市道29号線他（道路）</p> <p>【内容】 道路修繕工事 （側溝新設） L=3,200m</p> <p>【実施時期】 H20～H24年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、豪雨による側溝の越流による浸水被害から周辺住民を守り、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 H20～H24年度</p>	
<p>【事業名】 津内南準幹線他1路線（下水道）</p> <p>【内容】 雨水管渠の整備を行う。 L=197m</p> <p>【実施時期】 H20～H24年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 雨水管渠を整備することにより、浸水の防除及び生活環境の向上を図り、魅力あるまちづくりを推進する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地内に安心して暮らせるような環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 H20～H24年度</p>	

<p>【事業名】 雨水幹線整備 事業(地域創造 支援事業)</p> <p>【内容】 桜町南準幹線 (雨水)の整備 を行う。 L=85m</p> <p>【実施時期】 H21年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 浸水の防除及び居住環境向上のため に、雨水の整備を行い、安心して暮らせ る環境整備を図る事業として位置付け ている。</p> <p>【必要性】 中心市街地内に安心して暮らせるよう な環境整備を行うために必要な事業であ る。</p>	<p>【支援措置】 まちづくり 交付金</p> <p>【実施時期】 H21年度</p>	
<p>【事業名】 景観形成整備 支援事業(地域 創造支援事業) 相生町景観形 成協議会区域</p> <p>【内容】 (博物館通り 景観形成事業) 景観形成推進 計画に基づき、 外観整備を行 うものに対し て支援を行う。</p> <p>【実施時期】 H21～H29年度</p>	<p>敦賀市 博物館通 り(相生町 地区)景観 形成協議 会</p>	<p>【位置付け】 市立博物館を中心とする通りは、歴史 的な建物(蔵や町屋)が残っており、景 観条例による景観形成推進地区として位 置付け、街並みの景観修景及び町屋の保 存・再生・活用を行い、『歴史が楽しめる まち』を創出し、市民や観光客にとって 魅力のある賑わいの場として整備を行う ための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 魅力のある場となるよう景観形成を行 うことは、来街者を増やし、中心市街地 の活性化を推進する上で必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整 備総合交付 金(都市再生 整備計画)</p> <p>【実施時期】 H21～H29年 度</p>	
<p>【事業名】 景観形成整備 支援事業(地域 創造支援事業) 蓬萊町景観形 成協議会区域</p> <p>【内容】 (お魚通り景 観形成事業)景 観形成推進計 画に基づき、外 観整備を行う ものに対し て支援を行う。</p> <p>【実施時期】 H21～H29年度</p>	<p>敦賀市 お魚通り (蓬萊町 地区)景観 形成協議 会</p>	<p>【位置付け】 新しく完成したつるが大漁市場と併せ て舟溜り周辺が市民や観光客にとって魅 力ある「見る、食べる、遊ぶ」ことので きる新たな集客エリアとして位置付ける とともに、景観整備を行い賑わいの場と なるよう景観形成によるまちづくりを行 う事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 魅力ある界限となるよう景観形成を行 うことは、回遊性を向上させ、中心市街 地の活性化を推進する上で必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整 備総合交付 金(都市再生 整備計画)</p> <p>【実施時期】 H21～H29年 度</p>	

<p>【事業名】 景観形成整備支援事業(地域創造支援事業) 門前町景観形成協議会区域</p> <p>【内容】 (門前町景観形成事業) 景観形成推進計画に基づき、外観整備を行うものに対して支援を行う。</p> <p>【実施時期】 H24～H29 年度</p>	<p>敦賀市 神楽町 1 丁目商店街(門前町地区) 景観形成協議会</p>	<p>【位置付け】 中心市街地内の歴史的・文化的資産である氣比神宮の大鳥居に向う門前町通りを新たな集客エリアとして位置付けるとともに、門前町にふさわしい街並みを形成する、景観整備を行い賑わいの場となるよう景観形成によるまちづくりを行う事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 日本三大木造大鳥居の一つに挙げられ、中心市街地のみならず、敦賀市のシンボルとして親しまれている氣比神宮の大鳥居の門前に、門前町としてふさわしい街並みを形成することは、敦賀市独自のまちづくりを進める上で必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H24～H29 年度</p>
<p>【事業名】 情報板(地域生活基盤施設) 誘導標</p> <p>【内容】 (案内サイン設置事業) 総合観光案内板、誘導サイン、学習サインの設置 誘導標 8 基</p> <p>【実施時期】 H21～H24 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 観光客や公共施設等の利用者が簡易かつ正確な情報を取得できる観光サインを整備することにより、港町敦賀を観光客に強くアピールし、イメージアップを図る。また、統一されたデザインの看板を配置することにより景観の向上を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 観光しやすい環境を整え、訪れ、回遊したくなるまちとするために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H21～H24 年度</p>
<p>【事業名】 情報板(地域生活基盤施設) 情報機器</p> <p>【内容】 (敦賀駅情報発信拠点化事業) 敦賀駅構内の観光案内所の機能強化 情報機器 1 基</p> <p>【実施時期】 H23 年度</p>	<p>(社) 敦賀観光協会 敦賀市</p>	<p>【位置付け】 敦賀の玄関口である J R 敦賀駅構内に位置する観光案内所にタッチパネル式の情報端末器を設置し、中心市街地内の魅力的な観光スポットや魅力的な店舗情報に関する提供等を行うことにより、観光客の利便性向上と観光客のまちなか誘客を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 観光客への利便性を向上させ、リピーターの増加を図る上で必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H23 年度</p>

<p>【事業名】 高質空間形成施設 (歩—1号線、市道59号線外1、市道8号線、市道64号線、市道70号線) 【内容】 高質舗装、照明施設、融雪施設、電線類地下埋設施設整備 【実施時期】 H20～H27年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 地域がそれぞれの個性や特徴を活かしたまちづくりを行うにあたり、賑わい創出に繋がるまちなみを整備するための高質舗装整備を行う事業として位置付けている。 【必要性】 地域資源を活かし、歩きたくなる環境を形成することにより、訪問客の周遊性を高めるために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H20～H27年度</p>	
<p>【事業名】 高質空間形成施設 (敦賀駅津内線、区画道路10-1号線等) 【内容】 高質舗装、照明施設、融雪施設、電線類地下埋設施設整備 【実施時期】 H25～H27年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 地域がそれぞれの個性や特徴を活かしたまちづくりを行うにあたり、賑わい創出に繋がるまちなみを整備するための高質舗装整備を行う事業として位置付けている。 【必要性】 地域資源を活かし、歩きたくなる環境を形成することにより、訪問客の周遊性を高めるために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H25～H27年度</p>	
<p>【事業名】 国道8号空間整備事業 【内容】 緑化、高質舗装 【実施時期】 H25～H27年度</p>	<p>国土交通省 敦賀市 民間事業者</p>	<p>【位置づけ】 国道8号の広幅員の道路空間を、2車線化へ向けた整備を行い、沿道の商業機能と一体的なにぎわい空間として活用するための事業として位置付けている。 【必要性】 中心市街地の活性化に寄与する道路空間の活用は、にぎわいの創出を図るために必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画) 【実施時期】 H25～H27年度</p>	

<p>【事業名】 市道 48 号線他 (道路)</p> <p>【内容】 道路修繕工事 (側溝新設)</p> <p>L = 1,500m</p> <p>【実施時期】 H25～H29 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、豪雨による側溝の越流による浸水被害から周辺住民を守り、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H25～H29 年度</p>	
<p>【事業名】 敦賀駅前広場整備事業</p> <p>【内容】 駅前広場</p> <p>A = 0.7ha</p> <p>【実施時期】 H24～H28 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 敦賀駅周辺の魅力ある「賑わい交流拠点」形成と連携した憩いの場の整備は駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H24～H28 年度</p>	
<p>【事業名】 赤レンガ倉庫活用事業</p> <p>【内容】 赤レンガ倉庫及び隣接広場を公園として整備</p> <p>【実施時期】 H21～H27 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 登録有形文化財であり、港町敦賀を体現する歴史的な建造物である赤レンガ倉庫を活用することで、観光客、市民憩いの場所を提供し、中心市街地活性化の拠点の一つとして利活用する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地活性化に向け、観光客等の回遊性を高めるための拠点を創出する上で必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 H25～H27 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 敦賀駅西地区 土地区画整理 事業</p> <p>【内容】 施行面積 A=4.7ha 道路、水路、 公園等整備、 物件移転</p> <p>【実施時期】 H19～H28 年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口である敦賀駅周辺の活性化に向けた魅力ある賑わい交流拠点の形成を目指し、民間活力の導入に向けた駅西地区の低未利用地の整備を行い、駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 JR敦賀駅利用者にとって、中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、基盤整備及び土地利用増進を図ることにより、まちの魅力を向上させるために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業(区画))</p> <p>【実施時期】 H19～H23 年度</p>	
<p>【事業名】 敦賀駅西土地 区画整理事業</p> <p>【内容】 区画整理 A=4.7ha</p> <p>【実施時期】 H19～H28 年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 敦賀駅周辺の魅力ある「賑わい交流拠点」形成の一環として行う敦賀駅西地区土地区画整理事業の円滑な推進に向けた調査・設計や移転移設補償、宅地整地を行う駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 JR敦賀駅利用者にとって、中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、基盤整備及び土地利用増進を図ることにより、まちの魅力を向上させるために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域活力基盤創造計画)</p> <p>【実施時期】 H21～H25 年度</p>	
<p>【事業名】 気比余座線</p> <p>【内容】 (道路改良事業) 歩道整備 L=680.0m</p> <p>【実施時期】 H22～H25 年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業)</p> <p>【実施時期】 H22～H25 年度</p>	

<p>【事業名】 津内松栄線</p> <p>【内容】 (道路改良事業) 歩道整備 L=120.0m</p> <p>【実施時期】 H21～H22年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業)</p> <p>【実施時期】 H21～H22年度</p>	
<p>【事業名】 敦賀駅港線 (駅前広場)</p> <p>【内容】 駅前広場 A=0.7ha</p> <p>【実施時期】 H23～H27年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 敦賀駅周辺の魅力ある「賑わい交流拠点」形成と連携した憩いの場の整備は駅周辺の一体的基盤整備を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地の玄関口となるエリアにおいて、都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))</p> <p>【実施時期】 H23～H25年度</p>	
<p>【事業名】 敦賀北地区 公園整備事業</p> <p>【内容】 公園整備 (蓬萊公園) A=0.2ha</p> <p>【実施時期】 H23～H25年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 中心市街地区域内の公園を整備することにより都心軸に位置付けられる道路沿いに憩いの場を提供し快適な都市環境の整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業と一体の関連社会資本整備事業)</p> <p>【実施時期】 H23～H25年度</p>	

【事業名】 敦賀駅周辺整備デザイン計画事業 【内容】 駅周辺デザイン計画 【実施時期】 H21～H22 年度	敦賀市	【位置付け】 敦賀駅西地区等と一体的に駅周辺のデザイン計画を行うことは、敦賀市中心部の賑わいを創出するための事業として位置付けている。 【必要性】 一体的なデザインに基づいて空間の整備を行うことは、賑わいの創出に向けて必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業と一体の効果促進事業) 【実施時期】 H21～H22 年度	
--	-----	---	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 蓬萊交流広場整備事業 【内容】 広場整備 A=491 m ² 【実施時期】 H22～H24 年度	敦賀市	【位置付け】 舟溜り地区の交流広場の整備は、新たな賑わい拠点の創出を図るために必要な事業として位置付けている。 【必要性】 市民・来訪者の新たな交流・賑わい・憩いの場としての環境整備を行うために必要な事業である。	【支援措置】 電源三法交付金 【実施時期】 H22～H24 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 国道8号道路空間活用検討事業</p> <p>【内容】 ワークショップ及び国道8号道路空間利用方策検討委員会の開催、国道8号みちづくりフォーラムの開催、国道8号実証実験</p> <p>【実施時期】 H17～H24年度</p>	<p>国土交通省 敦賀市 民間事業者</p>	<p>【位置付け】 国道8号敦賀バイパス全線供用開始に伴い、中心市街地内の国道8号の将来的な位置付け及び担うべき役割について、まちづくりや中心市街地の活性化等に寄与するための道路空間活用を検討する。</p> <p>また、国道8号の広幅員の道路空間を、2車線化へ向けた整備を行い、沿道の商業機能と一体的なにぎわい空間として活用するための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地の活性化に寄与する道路空間の活用は、にぎわいの創出を図るために必要である。</p>		
<p>【事業名】 金ヶ崎交流拠点用地活用検討事業</p> <p>【内容】 整備方針及び利活用方法の検討</p> <p>【実施時期】 H19年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 敦賀港周辺の歴史的資産を活かした交流拠点用地の利活用を検討し、広く親しまれる魅力ある交流拠点の形成を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 敦賀港周辺を、中心市街地活性化の拠点の一つとして利活用の検討を行うことは、中心市街地の魅力を高め、来街者の増加を図り、回遊性の向上を目指すために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 自転車レーン整備事業</p> <p>【内容】 自転車道の整備</p> <p>【実施時期】 H21年度～</p>	<p>国土交通省 福井県 敦賀市</p>	<p>【位置付け】 駅・公共施設・住宅地を結ぶ路線において、自転車レーンを中心とした自転車走行空間ネットワークを構築し、安全安心な中心市街地を整備するための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地において快適かつ安全に生活する上で必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 門前町景観形成啓発活動事業</p> <p>【内容】 氣比神宮の門前町にふさわしい街並み形成のための協議会組織の設立、景観形成推進計画の作成</p> <p>【実施時期】 H22～H23 年度</p>	<p>敦賀市 神楽町 1丁目商店街</p>	<p>【位置付け】 中心市街地内の歴史的・文化的資産である氣比神宮の大鳥居に向う通りを門前町として位置付け、門前町にふさわしい街並みを形成するための住民活動を支援する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 日本三大木造大鳥居の一つに挙げられ、中心市街地のみならず、敦賀市のシンボルとして親しまれている氣比神宮の大鳥居の門前を、門前町にふさわしい街並みを形成することは、敦賀市独自のまちづくりを進める上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 白銀駐車場整備事業</p> <p>【内容】 A=約 3,800 m² 駐車台数 約 132 台 ゲート設備、フェンス設置外</p> <p>【実施時期】 H22 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 市民及び来訪者の利便性を考慮した駐車場の整備は、中心市街地において、利便性を高めるための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 来街者の増加に向けて、市街地内の利便性を高める上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 市道白銀清水線（道路）</p> <p>【内容】 道路改良工事（歩道のバリアフリー化） L=550m</p> <p>【実施時期】 H22～H24 年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 誰もが安全に安心して歩ける歩行者空間を創出するとともに、豪雨による側溝の越流による浸水被害から周辺住民を守り、安心して暮らせる環境整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歩行者空間の快適性を高め、回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせる環境整備を行うために必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 児屋川周辺景観形成啓発活動事業（まちづくり活動推進事業）</p> <p>【内容】 啓発活動、専門家の派遣</p> <p>【実施時期】 H24年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 敦賀港と氣比神宮を結ぶ動線軸上の児屋川周辺魅力を高め、歩きたくなる環境形成を行う事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 地域資源を活かし、歩きたくなる環境を形成することにより、訪問客の周遊性を高めるために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 敦賀南地区公園整備事業</p> <p>【内容】 公園整備 （清水第一公園、清水第二公園） A=0.5ha</p> <p>【実施時期】 H21～H25年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 中心市街地区域内の公園を整備することにより都心軸に位置付けられる道路沿いに憩いの場を提供し快適な都市環境の整備を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 都市の環境を高め、人が集い、賑わいのある環境整備を行うために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 博物館通り環境整備事業</p> <p>【内容】 ポケットパーク整備 A=125.88 m² イベント広場等整備 A=456.02 m²</p> <p>【実施時期】 H24～H26年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 舟溜り地区の博物館通り町家再生事業に併せて行う交流広場の整備は、新たな賑わい拠点の創出を図るために必要な事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 市民・来訪者の新たな交流・賑わい・憩いの場としての環境整備を行うために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 福井県ふるさと創造プロジェクト補助金</p> <p>【実施時期】 H24～26年度</p>	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

交通利便性の高いJR敦賀駅周辺エリアには、プラザ萬象、市立図書館、敦賀市総合センターなど、市民サービス機能が集積しているが、平成19年度には、民間による高齢者福祉施設が立地され、今後土地区画整理事業用地においても、市民サービス機能の立地が想定されており、交通機能が充実する中で、市民サービスを中心とした機能の充実が求められる。

商店街が形成されている氣比神宮周辺エリアは、民間の商業店舗等が多く見られるほか、小中学校などの教育機能のほか、子育て支援センターや男女協働参画センターなどの市民生活支援機能が立地しているが、商業サービス機能向上に向け、商業との相乗効果を得ることのできる機能集積が求められる。

敦賀港周辺エリアにおいては、きらめきみなと館や市民文化センター、市立博物館、みなとつるが山車会館が立地しているが、レンガ倉庫など、今後さらに交流資源として活用可能な建築物も残されており、交流機能を中心とした機能の充実が求められる。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

市街地の拡大に伴い、都市福利施設の郊外立地も進んでいるが、高齢化社会が進展する中で、福祉機能や健康医療機能、市民サービス機能などについては、公共交通機能の充実している中心市街地内への立地誘導が求められる。

また、観光交流を進める上で、重要な要素となる港周辺においては、市民間交流や広域交流を進める機能や地域文化を育む教育文化機能の立地誘導が求められる。

(3) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、関係機関での協議とともに中心市街地活性化協議会への報告を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。計画満了時点においても進捗状況を調査し、効果の検証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 『人道の港 敦賀』推進事業（地域創造支援事業）</p> <p>【内容】 講演会の開催、展示施設のパンフレット作成</p> <p>【実施時期】 H20～H21年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 敦賀に上陸したポーランド孤児やユダヤ人難民等と敦賀の人々の関わり方、敦賀港の役割や歴史の背景を情報発信することで、歴史と港町つるがを広くアピールする事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 本市の中心市街地内の特徴である港を広くPRし、再度訪れたい環境をつくる上で必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 まちづくり交付金</p> <p>【実施時期】 H20～H21年度</p>	
<p>【事業名】 『敦賀港芸術村』推進事業（まちづくり活動推進事業）</p> <p>【内容】 社会実験イベントの実施、敦賀港芸術村構想の策定</p> <p>【実施時期】 H20～H21年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 JR敦賀駅から敦賀港までの動線を楽しみながら歩くための賑わいあるまちづくり、並びに芸術活動を支える永続的な組織の在り方や活動拠点の在り方を含め、まちづくりの方向性を導き出す事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 来訪者のニーズを捉えた活性化の方向性を検討する上で必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 まちづくり交付金</p> <p>【実施時期】 H20～H21年度</p>	
<p>【事業名】 高次都市施設（観光交流センター）</p> <p>【内容】 A=1,168㎡</p> <p>【実施時期】 H22～H24年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口に相応しい規模・内容の駅舎整備を行い、魅力ある街の賑わい再生及び、駅周辺の活性化のための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 JRでの中心市街地への来街者の玄関口となる駅舎を整備改善することは、訪れたい環境を創出するために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 H22～H24年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 広域連携大学の拠点整備事業</p> <p>【内容】 原子力分野等の教育・研究機能の整備</p> <p>【実施時期】 H21～H24年度</p>	福井大学 敦賀市	<p>【位置付け】 福井大学に開設された国際原子力工学研究所が土地、建物等の受け入れ体制が整い次第、敦賀市に移転するため、基盤整備に協力を行い、学生等の増加に伴う賑わいの創出のための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 研究施設整備に伴う流入人口の増加は中心市街地の賑わいの創出のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 高速増殖炉サイクル技術研究開発交付金</p> <p>【実施時期】 H21～H24年度</p>	
<p>【事業名】 博物館建物修復事業</p> <p>【内容】 市立博物館建物の修理復元により、文化財建造物としての保存活用を図る</p> <p>【実施時期】 H18～H26年度</p>	敦賀市	<p>【位置付け】 建物の耐震補強と修復工事を行い、文化財建造物を中心市街地における教育・文化観光の拠点施設として活用するための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 歴史的資源を活かした教育・文化観光の拠点施設として整備し、周辺部の整備とあわせて相乗的にまちの魅力を高めるために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 電源三法交付金</p> <p>【実施時期】 H23～H26年度</p>	
<p>【事業名】 J R 敦賀駅舎バリアフリー化事業</p> <p>【内容】 バリアフリー化</p> <p>【実施時期】 H21～H23年度</p>	J R 西日本	<p>【位置付け】 「港まち敦賀」の玄関口に相応しい規模・内容の駅舎整備を行い、魅力ある街の賑わい再生及び、駅周辺の活性化のための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 J R での中心市街地への来街者の玄関口となる駅舎を整備改善することは、訪れたい環境を創出するために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 交通施設バリアフリー化設備整備費補助金</p> <p>【実施時期】 H21～H23年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 芭蕉関連展示PR事業</p> <p>【内容】 「奥の細道」サミットや企画展の開催、常設コーナーの設置</p> <p>【実施時期】 H21年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 平成21年度に開催される奥の細道サミットを契機に、奥の細道と敦賀の係わりを紹介し、市民文化の振興を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 芭蕉の「奥の細道」杖措きの地としての敦賀を発信し、博物館を核とした新たな交流人口の増加を図るために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 鉄道展開催事業</p> <p>【内容】 PR館の設置、資料の収集展示</p> <p>【実施時期】 H20年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 旧敦賀港駅舎を活用し、敦賀の鉄道に関する歴史を紹介し、鉄道資料や列車模型を展示することにより賑わい交流拠点を創出するための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 既存ストックを活用した交流拠点を整備することは、交流人口の増加を図るために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 みなとつるが山車会館魅力向上事業</p> <p>【内容】 映像シアターの改修、山車の水引幕の整備</p> <p>【実施時期】 H19～H24年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 本市の最大の祭である敦賀まつりの華であり、市指定文化財である山車の保存を図り、観光資源としての山車巡行の円滑な催行と、文化観光の拠点施設の機能維持を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 文化観光の拠点施設の機能維持を図り、博物館通りの核施設として活用し、中心市街地への集客効果を高めるために必要な事業である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

近年、敦賀市の人口は、約 68,000 人で横ばいに推移しているが、中心市街地の人口は年々減少しており、およそ 10 年間で 10% 近く減少している。また、全市と比較して高齢化が進んでおり、人口の空洞化も進んでいる。

今後、増加するであろう高齢者の居住の安定を図っていくためには、歩いて暮らすことのできる基盤が充実した中心市街地内において、高齢者向け住宅の供給を進めるなどの対策が求められる。

また、今後、全市的な人口減少が予想される中で、高度化・多様化する市民ニーズに対応していくためには、各種機能が集積する中心市街地のさらなる高度化が求められるが、中心市街地の活力向上に向けては、それらを支える人材の確保が不可欠といえる。そのため、若い世代の中心市街地への定住を進めていくことも求められる。

(2) 街なか居住推進の必要性

高齢者向け住宅の供給のほか、緊急時対応サービスや生活サポートサービスの充実など、ハード・ソフト両面からの暮らしのサービスを提供し、高齢者世帯の居住の安定を高めることが求められる。

若い世代が取得することのできる住宅供給や住宅取得支援のほか、子育てサービスの充実や都市環境の充実により、若年層の中心市街地への定住を進めることが求められる。

(3) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、関係機関での協議とともに中心市街地活性化協議会への報告を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。計画満了時点においても進捗状況を調査し、効果の検証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか戸建住宅取得支援事業 【内容】 住宅の新築、新築分譲・中古住宅の取得費用の助成 【実施時期】 H18～H24年度	敦賀市	【位置付け】 まちなかでの居住を推進するため、中心市街地域外に住む人が、区域内において、住宅の取得を助成し、新たな居住者を支援する事業として位置付けている。 【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 【実施時期】 H18～H24年度	
【事業名】 地域優良賃貸住宅整備事業 【内容】 建設費助成 【実施時期】 H18～H26年度	敦賀市	【位置付け】 中心市街地内において良質な民間賃貸住宅を供給し、子育て世帯から高齢者世帯まで多くの世代が居住できる環境を整える事業として位置付けている。 【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 【実施時期】 H18～H22年度	
【事業名】 公的賃貸住宅家賃低廉化事業 【内容】 家賃減額助成 【実施時期】 H18～H27年度	敦賀市	【位置付け】 中心市街地内において良質な民間賃貸住宅を供給し、子育て世帯から高齢者世帯まで多くの世代が居住できる環境を整える事業として位置付けている。 【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 【実施時期】 H18～H27年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなか戸建住宅設備改修支援事業</p> <p>【内容】 区域内に住む親族と同居するための設備改修への助成</p> <p>【実施時期】 H20～H24年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 まちなかでの居住を推進するため、中心市街地域外に住む人が、区域内に住む親族が所有する戸建住宅へ同居するために設備改修に要する費用の一部を助成し、多世代が住まえる環境を整備する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなか若年・子育て世帯家賃支援事業</p> <p>【内容】 若年・子育て世帯への家賃の一部助成</p> <p>【実施時期】 H20～H26年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 まちなか居住を推進するため、中心市街地域外の若年・子育て世帯への区域内の民間賃貸住宅へ入居する場合の家賃の一部を助成し、若年・子育て世帯の住みやすい環境を整備する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 低・未利用地活用促進事業</p> <p>【内容】 低・未利用地の活用計画の策定</p> <p>【実施時期】 H21～H24年度</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 中心市街地の区域の土地利用の現状調査、課題整理及び分析等を行い、低・未利用地の活用についての計画を策定し、土地の有効活用を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 居住人口の増加を図り、中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

中心市街地内の商業事業所は、年々減少傾向にあり、昭和 63 年には 329 事業所あったが、平成 19 年には 141 事業所と半減しており、中心市街地内の商業機能の低下が進んでいる。

現在、敦賀市内には、14 の大型店舗が立地しているが、中心市街地内に立地しているのは 1 店舗のみで、それ以外は、市街化の進んでいる市街地南西部に集中しており、近年、その周辺の商業集積が進みつつあり、相対的に中心市街地の商業機能の低下が進んでいる。

今後、さらなる郊外商業地の拡大により、中心市街地の商業ポテンシャルが一層低下することが予想されており、特に高齢者層の生活が脅かされることも懸念される。

一方、J R 北陸本線・湖西線直流化に伴い、観光客が急激に増加しており、今後、中心市街地内での観光交流産業の展開が期待されている。

(2) 商業活性化の必要性

中心市街地の活力の維持向上に向け、新たな事業者を創出するため、商業環境の充実を進めるとともに、直接的な事業者支援が求められる。

また、交流産業の創出に向けた、事業者創出、育成に向けた支援が求められる。

(3) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、関係機関での協議とともに中心市街地活性化協議会への報告を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。計画満了時点においても進捗状況を調査し、効果の検証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

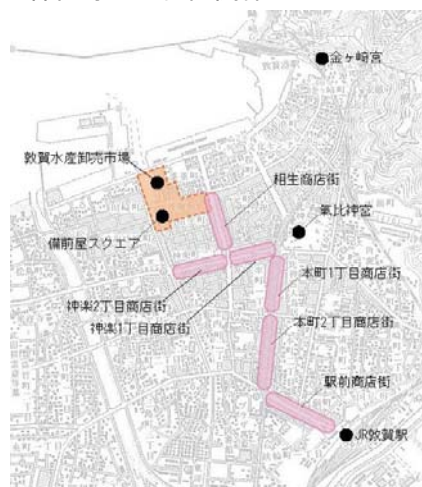
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 敦賀酒造保全活用事業 【内容】 歴史的な木造建築物である敦賀酒造の取得、保全、利活用 テナントミックス店舗の設置（10店舗） （レストラン、物販、交流施設） 【実施時期】 H21～H22年度	まちづくり会社設立予定	【位置付け】 歴史的な建造物である木造住宅と土蔵からなる酒造施設を、「舟溜り地区」の歴史・文化・食を楽しむ民間による集客の核を形成する施設であり、敦賀の新たな賑わいを創出する民間による集客の核を形成する交流拠点施設として位置付ける。 まちづくり会社が建物を所有し、テナントミックス（飲食、物販）、交流施設からなる集客施設として再整備し、舟溜り地区界隈の賑わいを創出する。 【必要性】 民間主導による歴史・文化・食を楽しむことのできる、新たな交流拠点として、集客力を高めるために必要な事業である。 商店街と連携して行う各種取組により、商店街の回遊性が向上し両者の相乗効果が期待できる。	【措置】 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 【実施時期】 H21年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金

①当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

当該事業計画地の博物館通り周辺は、昭和初期まで港町敦賀の中心地として発展し、現在も、本事業計画を実施する酒蔵のほか、旧大和田銀行（現市立博物館）、かつては商家であった町家や土蔵など、古くからのまちなみが残された地域である。

戦後、復興区画整理事業に伴い、JR敦賀駅から博物館通り周辺にかけて商店街が形成されたが、近年、それら商店街の歩行者通行量の減少、空店舗の増加などに伴い、年々、商店街の売り上げが低下するなど、商業ポテンシャルが低下してきている。

○備前屋スクエアと JR 敦賀駅、氣比神宮等との位置関係



このような中、当該事業計画は、博物館通りの集客性を高めることにより、敦賀市の玄関口であるJR敦賀駅から、また、年間60万人を超える来訪者のある氣比神宮からの歩行者通行量の増大を見込め、その結果、商店街の商業ポテンシャルの拡大を図ることが期待できる。

一方、商店街では、商店街等が参画して行われる各種事業により、商店街の回遊性を高める取組が行われており、両者の回遊性向上に向けた取組が相乗効果を生むと考えられる。

また、当該事業による観光客の回遊性の向上と、店舗開業支援事業や創業・起業促進事業により、新たな事業者の創出に寄与すると考えられる。

○ 歩行者・自転車通行量の推移

		H6	H9	H11	H17	H19	H20
平日	①白銀交差点	2,383	2,068	1,530	1,536	1,475	1,335
	②氣比神宮交差点	2,181	1,573	973	1,387	782	1,048
	③博物館付近交差点(東西)	(479)	(382)	(263)	(307)	84	250
	計	5,043	4,023	2,766	3,230	2,341	2,633
休日	①白銀交差点	2,543	2,493	1,648	(2,000)	2,352	1,610
	②氣比神宮交差点	1,281	1,603	1,336	1,038	973	1,102
	③博物館付近交差点(東西)	(207)	(222)	(162)	(165)	82	147
	計	4,031	4,318	3,146	3,203	3,407	2,859

②個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

港町として栄えた面影が残る当該事業地区周辺は、現在博物館として活用している「旧大和田銀行」など、歴史的建造物が数多く見られる、本市の歴史を伝える上で重要な地域である。

その中でも、規模が大きく当該事業地周辺のアイストップとなっている酒蔵を保全活用することにより、敦賀の観光のさらなる魅力化や拡大に寄与することが期待できる。

また、敦賀市は港町であるが、市街地の沿岸は港湾機能で占められており、大規模な金ヶ崎緑地を除くと海辺の親水空間が少ない状況にある。

当該事業計画地は、小さな入り江である舟溜りに接しており、施設整備と一体となった親水空間整備により、古くからの港町つるがを演出できる、新たな魅力拠点として、市民や観光客の憩いの空間として賑わいの創出が期待できる。

一方、本市は年間190万人の観光客を有するまちであるが、半数が車での来訪者で占められており、代表的な観光地である氣比神宮では、直接、神宮横の駐車場に乗り入れ、そのまま帰ってしまうなど、周辺の商店街への波及効果が低い状況にある。

また、関西都市圏や中京都市圏から最も近い日本海側の港町であり、海の幸に対するニーズが高いが、中心市街地内には、観光客に対応した飲食機能が満足でない状況にある。

そこで、水産卸売市場にも徒歩 5 分内にある当該計画地において、日本海の幸を食することのできる飲食機能を配置することにより、氣比神宮に訪れた観光客を、商店街を經由し誘導することが期待できる。

こうした時代背景と観光客等のニーズを踏まえて魅力ある店舗を導入し、歴史・文化・食を楽しめる中心市街地の賑わい回復を目指す。

また、本事業と商店街等が参画して行われる各種事業、街並み形成を図る活動が連動することにより、おもてなし機能の向上を図り、市民及び観光客が回遊し、買い物する楽しさを提供できる魅力的な商業空間づくりができる。

③当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

J R 敦賀駅から当該事業計画地のある舟溜り地区にかけて形成される商店街における空き店舗の状況は一進一退であり、未だに空き店舗の解消には至っていない。本事業や商店街等が参画して行われる各種事業を通じ、周辺の商店街の歩行者通行量の拡大を図るとともに、店舗開業支援事業や創業・起業促進事業により、空き店舗数の減少を目指す。

○ 中心市街地商店街の空き店舗数等の状況

商店街名	空き店舗数	商店数 小売・サービス業	空き店舗率
敦賀駅前商店街	10	57	17.54
本町2丁目商店街	6	32	18.75
本町1丁目商店街	7	40	17.50
神楽町1丁目商店街	4	47	8.51
相生商店街	3	23	13.04

(※平成21年3月末日現在)

④文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

当該事業は、周辺で行われる博物館通り景観形成事業、お魚通り景観形成事業や周辺道路の高質空間形成と一体となって舟溜り地区の集客力を高めるものである。また、沿道の商業機能と一体的なにぎわい空間として活用するための国道 8 号道路空間活用検討事業や中心市街地内及び市内の観光施設を循環運行する市内周遊バス運行事業は、備前屋スクエアを一拠点として、中心市街地内の回遊性を高める事業である。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 敦賀酒造保全活用事業</p> <p>【内容】 歴史的な木造建築物である敦賀酒造の取得、保全、利活用 テナントミックス店舗の設置（10店舗） （レストラン、物販、交流施設）</p> <p>【実施時期】 H21～H22年度</p>	<p>まちづくり会社設立予定</p>	<p>【位置付け】 歴史的な建造物である木造住宅と土蔵からなる酒造施設を、「舟溜り地区」の歴史・文化・食を楽しむ民間による集客の核を形成する施設であり、敦賀の新たな賑わいを創出する民間による集客の核を形成する交流拠点施設として位置付ける。</p> <p>まちづくり会社が建物を所有し、テナントミックス（飲食、物販）、交流施設からなる集客施設として再整備し、舟溜り地区界隈の賑わいを創出する。</p> <p>【必要性】 民間主導による歴史・文化・食を楽しむことのできる、新たな交流拠点として、集客力を高めるために必要な事業である。</p> <p>商店街と連携して行う各種取組により、商店街の回遊性が向上し両者の相乗効果が期待できる。</p>	<p>【支援措置】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>【実施時期】 H22年度</p>	
<p>【事業名】 つるが芭蕉紀行開催事業</p> <p>【内容】 俳句大会や、ウォーキングイベントの開催</p> <p>【実施時期】 H15年度～</p>	<p>港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 俳聖松尾芭蕉ゆかりの地や句碑、銅像等を活用して、関連する四季折々のイベントを企画・実施することにより、中心市街地の賑わいを創設する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 購買客の確保や増加に向けて有効な施策を展開することは、商店街の活性化を促進するために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 H15年度～</p>	

<p>【事業名】 店舗開業支援事業</p> <p>【内容】 空き店舗の出店者への家賃補助及び開業支援</p> <p>【実施時期】 H18年度～</p>	<p>敦賀市 港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 空き店舗への出店者に家賃及び開業経費を支援することにより、商店街の空き店舗解消を図り、中心市街地の賑わい創造を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 空き店舗を開放し、商店街の連続性を確保し、賑わいを創出していくことは、中心市街地全体の魅力を高め、賑わいの創出を図るために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 H18年度～</p>	
<p>【事業名】 中心市街地賑わい街づくり支援事業</p> <p>【内容】 商店街の各種イベントに対する支援</p> <p>【実施時期】 H15年度～</p>	<p>敦賀市 港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 中心市街地において、潜在する集客企画案の掘り起こしを図り、各商店街が連携してイベントなどを実施し、各商店街の魅力向上とともに、中心市街地全体の魅力向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 各商店街が魅力の向上を図ることは、市民の中心市街地への来街回数増加を促すために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 H15年度～</p>	
<p>【事業名】 クラフトマーケット開催事業</p> <p>【内容】 クラフトマーケットの開催（作品の発表、販売、来場者との相互交流）</p> <p>【実施時期】 H19年度～</p>	<p>港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 港周辺の既存施設を活用し、全国からクラフト創作者を集め、来場者との相互交流を図るとともに、作品の発表及び販売を行うことにより、中心市街地商業の活性化に繋がる事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 既存ストックを活用し中心市街地への来街機会を高めることは、交流人口の拡大を図るために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 H20年度～</p>	

【事業名】 まちづくり法人運営事業 【内容】 中心市街地のイメージアップ、賑わい創出、公共施設管理運営等 【実施時期】 H14年度～	港都つるが株式会社	【位置付け】 第3セクター方式のまちづくり会社の運営を支援することは、商店街関係者等のまちづくりに関する様々な主体との連携を図る上で重要な手段であり、賑わいの創出に繋がる事業として位置付けている。 【必要性】 まちづくりに関する様々な主体との連携を図り、賑わいを創出していくことは、中心市街地全体の魅力を高めるとともに交流人口の拡大を図るために必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 H14年度～	
--	-----------	--	---	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 エリアマネジメント推進事業 【内容】 酒造施設を活用した賑わい創出の計画づくりと景観等を活かしたコミュニティの形成 【実施時期】 H21年度	敦賀商工会議所	【位置付け】 本市の歴史を伝える上で重要な地域である舟溜り地区の酒造施設を敦賀の歴史・文化・食を楽しむことのできる交流拠点として活用し、その景観等を活かして周辺商店街や地域活動を盛り上げることにより、観光客の増加等中心市街地の活性化を図る事業として位置付けている。 【必要性】 地域活性化の中核として整備することによる波及効果を周辺商店街や地域に広め賑わいを起こすために必要な事業である。	【支援措置】 エリアマネジメント推進調査 【実施時期】 H21年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 氣比神宮の杜フェスタ開催事業</p> <p>【内容】 キャンドルによるライトアップ等</p> <p>【実施時期】 H20年度～</p>	<p>敦賀商工会議所青年部</p>	<p>【位置付け】 重要な観光資源である氣比神宮を含めた敦賀の歴史や魅力を知ってもらうとともにイベント等を通して中心市街地の賑わいを創出する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 観光拠点と周辺商店街との一体的な賑わいの創出を図る上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 モニュメント像イルミネーション事業</p> <p>【内容】 中心市街地に設置されているアニメモニュメントのイルミネーション装飾</p> <p>【実施時期】 H20年度～</p>	<p>港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 JR敦賀駅から氣比神宮にかけての商店街のアーケード沿いに設置されているアニメモニュメントにイルミネーション装飾を施すことにより、来街者の増加を図り、中心市街地の賑わいの創出を図るための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 既存ストックの活用及び中心市街地の賑わいを創出する上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 遊敦塾推進事業</p> <p>【内容】 体験型観光プランの企画・実施</p> <p>【実施時期】 H19年度～</p>	<p>(社) 敦賀観光協会</p>	<p>【位置付け】 敦賀市の歴史・風土・伝統・自然などを活かした体験型観光プランを企画・実施することにより、新たな観光需要を創出する事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 敦賀の魅力をもっとPRすると共に、体験型観光を行うことにより、新たな観光需要を創出するために必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 おもてなしス タンプラリー 事業</p> <p>【内容】 スタンプラリ ーを活用した 観光PR</p> <p>【実施時期】 H19年度～</p>	<p>敦賀商工 会議所</p>	<p>【位置付け】 市民参加・観光客参加型のイベントを実 施し、商店街及び中心市街地内の観光地を 周遊することにより、中心市街地活性化に つながる賑わい創出の創出を図る事業と して位置付けている。</p> <p>【必要性】 イベント参加を通じて敦賀の魅力をP Rするとともに、複数の観光地を巡ること により、回遊性の向上を図る上で必要な事 業である。</p>		
<p>【事業名】 つるが大漁市 場整備運営事 業</p> <p>【内容】 水産物直売所 (小売店舗6 店舗)の運営</p> <p>【実施時期】 H21年度～</p>	<p>敦賀魚商 協同組合 敦賀市漁 業協同組 合</p>	<p>【位置付け】 新市場から出荷された新鮮で美味しく 安心・安全な地魚を販売する拠点を整備運 営することで、近傍する博物館通りと一体 的な観光拠点の形成が成される事業とし て位置付けている。</p> <p>【必要性】 港周辺の交流機能の強化と誘客力を高 めるために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 駅前ふれあい 市開催事業</p> <p>【内容】 駅前商店街に おける朝市の 開催</p> <p>【実施時期】 H19年度～</p>	<p>駅前商店 街</p>	<p>【位置付け】 市街地周辺農家及び漁業関係者との連 携による地産地消の実現と、駅周辺の賑わ い創出及び商店街の魅力を高める事業と して位置付けている。</p> <p>【必要性】 商店街が魅力の向上を図ることは、市民 の中心市街地への来街回数の増加を促す ために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 商店街魅力 向上支援事 業補助金</p> <p>【実施時期】 H19～H20</p>	
<p>【事業名】 敦賀まつり</p> <p>【内容】 氣比神宮を中 心としたまつ り</p> <p>【実施時期】 S28年度～</p>	<p>敦賀まつ り振興協 議会</p>	<p>【位置付け】 半世紀以上の歴史を持つ市民総参加の まつりである敦賀まつり(毎年9月上旬開 催)を、中心市街地で開催することにより、 敦賀市の歴史と文化を市内外にアピール するとともに、各商店街のアーケード沿い に出店が立ち並ぶ等、各商店街の集客力を 高める事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 各商店街が魅力の向上を図ることは、市 民の中心市街地への来街回数の増加を促 すために必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 晴明の朝市開催事業</p> <p>【内容】 博物館とおりにおける朝市の開催</p> <p>【実施時期】 H12年度～</p>	<p>晴明の朝市実行委員会</p>	<p>【位置付け】 市民の買物と交流の場となる市場を開催し、観光客の誘致と敦賀のまちの歴史を紹介し、周辺地域の賑わいの創出を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 各商店街が魅力の向上を図ることは、市民の中心市街地への来街回数の増加を促すために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 創業・起業促進事業</p> <p>【内容】 空き店舗の出店者への家賃補助及び創業支援</p> <p>【実施時期】 H5～H22年度</p>	<p>敦賀市 港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 中心市街地内の空き店舗への出店者到家賃支援することにより、商店街の空き店舗解消、商業の活性化及び創業・起業の促進を図り、中心市街地の賑わい創造を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 空き店舗を開放し、商店街の連続性を確保し、賑わいを創出していくことは、中心市街地全体の魅力を高め、賑わいの創出を図るために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 商店街百縁笑店街開催事業</p> <p>【内容】 100円が目玉商品を販売するイベント</p> <p>【実施時期】 H20年度～</p>	<p>敦賀あきんどくらぶ</p>	<p>【位置付け】 各店が100円が目玉商品を販売するとともにスタンプラリーを行い、商店街への集客及び回遊性を図るとともに、個店の販促活動のレベルアップ及び意識改革に繋げ商店街全体の魅力向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 各個店が魅力の向上を図ることは、市民の中心市街地への来街回数の増加を促すために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 とうろう流しと大花火大会</p> <p>【内容】 日本海側最大級の花火大会の開催</p> <p>【実施時期】 S25年度～</p>	<p>(社) 敦賀観光協会</p>	<p>【位置付け】 金ヶ崎緑地への観覧席の配置等港周辺の既存施設を活用し、集客力のあるイベントを行うことにより中心市街地商業の活性化に繋がる事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 地域資源及び既存ストックを活用し中心市街地への来街機会を高めることは交流人口の拡大を図るために必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 つるが観光物産フェア</p> <p>【内容】 全国自慢市として関連する市町村の物産を集めるイベントの開催</p> <p>【実施時期】 H8年度～</p>	<p>つるが観光物産フェア開催実行委員会</p>	<p>【位置付け】 港周辺の既存施設を活用し、集客力のあるイベントと街中のウォーキングイベントとのタイアップ等を行うことにより中心市街地商業の活性化に繋がる事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 既存ストックを活用し中心市街地への来街機会を高めることは交流人口の拡大を図るために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 敦賀マラソン</p> <p>【内容】 中心市街地を中心としたマラソン大会</p> <p>【実施時期】 S55年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 ゴールを氣比神宮前とし、まちなかをマラソンコースとして設定し行うことにより中心市街地商業の活性化に繋がる事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 既存ストックを活用し中心市街地への来街機会を高めることは交流人口の拡大を図るために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 敦賀西町の綱引き</p> <p>【内容】 夷子と大黒側に分かれ、綱を引き合い豊作と豊漁を占う予祝行事</p> <p>【実施時期】 慶長2年～</p>	<p>夷子大黒綱引き保存会</p>	<p>【位置付け】 国の重要無形民俗文化財に指定される伝統行事を体験観光とのタイアップ等を行うことにより中心市街地商業の活性化に繋がる事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 既存ストックを活用し中心市街地への来街機会を高めることは交流人口の拡大を図るために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 敦賀の味処PR事業</p> <p>【内容】 大都市でのPR活動やインターネットでの情報公開</p> <p>【実施時期】 H21年度</p>	<p>敦賀商工会議所</p>	<p>【位置付け】 携帯電話のサイトを利用した店舗紹介システムの構築し、チラシやリーフレット等にQRコードを使用することにより、観光客に敦賀の味処をPRすると共に、飲食店・特産品小売店の更なる活性化を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 観光客の利便性を図るとともに、敦賀の味処の魅力を広く伝え、誘客を図るために必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 敦賀市商店街 活性化事業</p> <p>【内容】 共有部分のアーケード等の補修や商店街のPRに対する支援</p> <p>【実施時期】 H4年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 商店街に楽しさ、快適さ及び潤いを創出し、魅力ある商店街づくりを促進するため、共同施設を設置又は共同事業を行う組合等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することによって、敦賀市の商店街の振興を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 商店街の店舗自体の負担を軽減し、商業者が、商店の運営に集中できる環境を整えるために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 観光ガイド養成事業</p> <p>【内容】 観光ガイドの養成</p> <p>【実施時期】 H23～H24年度</p>	<p>(社) 敦賀 観光協会</p>	<p>【位置付け】 「まちの案内役」を養成し、来訪者に敦賀の歴史・文化・自然等を分かりやすく説明・案内することにより、観光の際の満足度を高めるための事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 観光客にとって、再度訪れたいくなる環境をつくる上で必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 観光PR支援事業（地域創造支援事業）</p> <p>【内容】 PRパンフレット作成、雑誌・新聞等への情報掲載</p> <p>【実施時期】 H24年度</p>	<p>(社) 敦賀 観光協会</p>	<p>【位置付け】 観光PRパンフレットの作成・配布や、雑誌・新聞等への観光・イベント情報等の掲載により、敦賀のイメージアップと観光振興を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 敦賀の魅力を広く伝え、誘客を図るために必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 博物館通り町家再生事業</p> <p>【内容】 町家3件を商業店舗として改修後テナントミックス店舗の設置（3店舗） （レストラン、物販等）</p> <p>【実施時期】 H24～H25年度</p>	<p>敦賀市 港都つるが株式会社</p>	<p>【位置付け】 かつて市内随一の商店街として栄えた舟溜り地区の博物館通りに所在する町家3件を商業店舗として改修し、3店舗のテナントミックスにより、同通りにおける商業の再生を誘引する。 市民・来訪者の新たな交流・賑わい・憩いの場として整備する同通りの交流広場に併せて行う同事業は、新たな賑わい拠点の創出を図るために必要な事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 民間主導による歴史・文化・食を楽しむことのできる、新たな交流拠点として、集客力を高めるために必要な事業である。 また、商店街と連携して行う各種取組により、商店街の回遊性が向上し両者の相乗効果が期待できる。</p>	<p>【支援措置】 福井県ふるさと創造プロジェクト補助金</p> <p>【実施時期】 H24～25年度</p>	
---	--------------------------	--	---	--

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

敦賀市の中心市街地は、JR敦賀駅から港にかけて、戦災復興により進められた土地区画整理事業により現在の骨格が形成されている。

この土地区画整理事業では、広幅員の道路が市街地中央部を貫通するなど、市街地内の区画道路については、比較的しっかりとした基盤が形成されている。

現在、市街地内の公共交通機関として路線バスが運行しているほか、平成18年から観光周遊バスの運行を開始しているほか、ベロタクシー（自転車タクシー）の運行が行われている。

(2) 必要性

約180haに及ぶ広い中心市街地内の移動性を高めるため、地域内の公共交通ネットワークの強化や各種交通機関の連携強化が求められる。

(3) フォローアップの考え方

各事業の毎年度末における進捗状況を調査し、関係機関での協議とともに中心市街地活性化協議会への報告を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。計画満了時点においても進捗状況を調査し、効果の検証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市内周遊バス 運行事業</p> <p>【内容】 市内の観光地を循環するバスの運行</p> <p>【実施時期】 H18年度～</p>	敦賀観光バス株式会社	<p>【位置付け】 中心市街地及び市内の観光施設を循環運行するバス路線を運行し、コミュニティバスとの共通フリー券を発行することにより観光客の利便性のみならず中心市街地区域内の住民の利便性向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地内の居住者及び観光客が、中心市街地内を気軽に移動できる環境を整えることは二次アクセスの強化のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 H18年度～</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市内バス運行計画再編事業</p> <p>【内容】 市内の路線バスをコミュニティバス化し、一律の料金設定と乗り換えの1回無料を行う</p> <p>【実施時期】 H21年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 一律の料金設定と乗り換えの1回無料を行い、バスの運行本数を増加させることにより、中心市街地域外の居住者が来街しやすい環境を整え、二次アクセスの向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 中心市街地域外の居住者が中心市街地へ来訪しやすい環境を整えることは二次アクセスの強化のために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 レンタサイクル運営事業</p> <p>【内容】 レンタサイクルの貸し出しサービス</p> <p>【実施時期】 H8年度～</p>	<p>(社) 敦賀観光協会</p>	<p>【位置付け】 普通自転車、電動自転車、スポーツバイクのレンタルサービスを行うことにより、観光客及び中心市街地への車での来訪者の二次アクセスの向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 来訪者が回遊しやすい環境を創出するために必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 レンタサイクル貸出拠点整備事業</p> <p>【内容】 レンタサイクルの貸し出し所の整備、レンタサイクルの台数増加</p> <p>【実施時期】 H22年度～</p>	<p>敦賀市</p>	<p>【位置付け】 レンタサイクルの貸し出し所を氣比神宮周辺及び舟溜り地区に整備し、レンタサイクルの台数を増やすことにより来街者の二次アクセスの向上及び回遊性の向上を図る事業として位置付けている。</p> <p>【必要性】 来訪者が訪れやすく回遊しやすい環境を創出するために必要な事業である。</p>		

◆ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

